

公立大学法人奈良県立大学の 取引金融機関選定プロポーザル実施要領

1 目的

奈良県立大学を平成27年4月1日に、公立大学法人が運営する形態に移行することとしています。（法人名は公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）となります。）

本件は、法人が法人化後の資金収納や支払い事務等を経済的かつ効率的に行うために、プロポーザル方式により取引金融機関を選定します。

2 業務

(1) 預金口座の設置

資金の出納及び保管を行うための預金口座を設ける。

(2) 入金業務

法人口座への入金を行う。また、諸収入等の入金に関して効率的かつ迅速な入金の確認及び入金者の把握ができるようにする。

(3) 資金の支出

法人が作成した支払先、支払金額等の電子データに基づき債権者の口座に振り込む。

①総合振込（業者等への支払い）

②給与振込（正規職員、臨時職員等）

(4) その他

①短期融資業務

安定的かつ迅速に短期資金の借入れができること。

短期資金調達については、取引金融機関に限らず他の金融機関と契約し調達する場合があります。

②職員の財形貯蓄に係る幹事行としての業務

③その他入金・資金の支出及び口座間振替に関連するサービス

3 参加資格

参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

①預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条に規定する金融機関（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫）、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定された農業協同組合又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行であること。

②奈良県内に本店又は支店を有すること。

③本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

⑤奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

⑥奈良県暴力団排除条例（平成23年奈良県条例第35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 選定スケジュール

参加申込書の提出期限	平成26年10月30日(木)午後5時まで
質問書の提出期限	平成26年10月20日(月)午後5時まで
質問書の回答期限	平成26年10月23日(木)
提案書及び添付資料の提出期限	平成26年11月20日(木)午後5時まで

5 参加手続き

(1) 実施要領及び仕様書等の交付

①交付期間 平成26年10月14日（火）から平成26年10月30日（木）

- まで
②方法 奈良県立大学のホームページからダウンロードしてください。
ホームページアドレス : <http://www.narapu.ac.jp/>

(2) プロポーザル参加手続き

このプロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書を提出してください。

1) 参加申込書等

- ①提出期限 平成26年10月30日(木)午後5時まで(月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(国民の祝日及び正午から午後1時までを除きます。))
- ②提出場所 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課 法人化・改革推進係
- ③提出書類
 - ・参加申込書(様式1)
 - ・提案者の概要(様式2)
- ④提出方法 持参又は郵送に限ります。
なお、郵送による場合は書留郵便に限ります。
- ⑤作成及び提出に係る費用 プロポーザル参加者の負担とします。

2) 質問及び回答

- ①受付期間
平成26年10月14日(火)から平成26年10月20日(月)午後5時まで
(月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(国民の祝日及び正午から午後1時までを除きます。))
- ②提出場所
〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課 法人化・改革推進係
電話番号 0742-22-4978
- ③質問の提出方法
別紙「質問票」(様式3)に質問内容を記入し、下記のFAX番号あて送付してください。送付後速やかに電話にて到着確認を行ってください。
電話又は口頭による質問は受け付けません。ただし、審査の内容に関係しない軽易な質問を除きます。
・FAX番号: 0742-22-4991
- ④質問に対する回答
受理した質問に対する回答は、取りまとめたうえで、参加申込書の提出があったすべての者に対して、平成26年10月23日(木)までにFAXにて回答します。

3) 提案書の提出

- ①提出期間
平成26年10月14日(火)から平成26年11月20日(木)午後5時まで
(月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(国民の祝日及び正午から午後1時までを除きます。))
- ②提出場所
〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課 法人化・改革推進係
- ③提出書類
 - ・提案書表紙(様式4)
 - ・取引提案依頼事項(任意様式)
- ④提出方法
持参又は郵送により提出してください。
なお、郵送による場合は書留郵便に限ります。
- ⑤提出部数
各1部(併せて写しを10部提出してください。)

⑥作成及び提出に係る費用

提案者の負担とします。

⑦その他

- ・用紙の規格は、A4版縦長片面（A4版で作成した場合、判読困難となるページについてはA3版片面も可。）とし、左綴じとします。
- ・提案書表紙（様式4）に、代表者の押印が必要です。
- ・提案内容については、大学の判断で締結する契約書の仕様書に反映することとしますが、本業務の目的の達成のために必要な範囲において、最優秀提案者との協議により、項目の追加、変更等を行うことがあります。従って最優秀提案者の選定をもって提案書に記載された全ての内容を承認するものではありません。

6 選考方法

審査会を設置し、別紙の選定基準に基づき、審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

7 選定及び契約手続き

- (1) 大学は最優秀提案者と別途協議を行い、協議が整った場合は取引金融機関として選定します。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わない場合には、最優秀提案次点者と同様の協議を行います。
- (3) 契約手続きは、平成27年4月1日に法人と取引金融機関が行うものとします。
- (4) 平成27年3月31日までの間は、準備期間とし、契約に向けた協議及びファームバンキング導入のための打合せ等に対応してください。

8 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

- ①役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦この契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がそれに従わなかったとき。
- ⑧この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された書類は返却しないものとします。なお、提出された書類はこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (6) 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。
- (7) 提出期限までに提案書の提出がない場合には、提出期限を経過した時点をもって辞退したものとみなします。
- (8) 取引金融機関に選定された場合は、2に掲げる業務の遂行に当たって以下の点に留意願います。
 - ① 取引金融機関は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法等の関連法令を遵守しなければなりません。
 - ② 法人は取引金融業務の業務の実施が不十分と判断した場合には、取扱金融機関に対し、業務改善指示を行うことができることとします。

【参考】

地方独立行政法人法第43条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

地方独立行政法人法施行規則

第三条 法第43条第2号に規定する総務省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 二 信用金庫及び信金中央金庫
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 五 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 株式会社商工組合中央金庫

○提案書の作成について

提案書の記載内容については、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど専門知識がない者にもわかりやすい表現で作成すること。様式は任意とします。なお、提案書の作成にあたっては消費税及び地方消費税の税率が8%として税込金額を記載のこと。

1. 振込手数料等について

次の各項目ごとに、ファームバンキングを利用した場合の提案料金(税込)／件及び提案依頼事項について記載してください。

※手数料不要の項目については、必ず、それぞれに「無料」と記載してください。

(1) 一般振込(業者への支払等)

(単位:円)

区 分	規定料金	提案料金
他行あて	()万円未満	
	()万円以上	
自行あて (同一支店)	()万円未満	
	()万円以上	
自行あて (本支店)	()万円未満	
	()万円以上	
組戻手数料		

(2) 給与振込

(単位:円)

区 分	規定料金	提案料金
他行あて	()万円未満	
	()万円以上	
自行あて (同一支店)	()万円未満	
	()万円以上	
自行あて (本支店)	()万円未満	
	()万円以上	
組戻手数料		

(3) 国税・公共料金等の振込手数料の有無及び手数料額(規定料金及び提案料金)について

所得税や消費税、市町村民税等の振込を行う場合の振込手数料額を税込で記載してください。
公共料金等の口座引落を行う場合の取扱手数料・月額サービス料金を税込で記載してください。

(4) 給与からの保険料納付や会費天引き等法定外控除の振込手数料の有無及び手数料額(規定料金及び提案料金)について

生命保険料や親睦会費等の振込を行う場合の振込手数料額を、同行・他行別に税込で記載してください。

(5) 財形貯蓄幹事業務の取扱手数料について

法人職員の財形貯蓄幹事業務に係る振込手数料及びその他取扱手数料について税込で記載してください。

(6) 外国送金について

外国送金の可否及び可能な場合の依頼方法の概要について記載してください。

また、費用が必要である場合の取扱手数料(規定料金及び提案料金)について記載してください。

2. 収納に係る手数料について

他行を含む口座引落の可否及びその場合の取扱手数料(規定料金及び提案料金)を税込で記載してください。

3. その他の手数料等について

(1) 現金集配金業務について

現金集配金業務(頻度は週1回程度)について、サービス内容及び手数料(内訳を含む)を税込で記載してください。

上記1、2以外に、更に発生すると見込まれる手数料等、また法人会計事務処理のサポート等大学の業務に対し有用な独自サービス等があれば、その経費の種類及び金額(税込)、サービス内容等について記載してください。

4. 借入金について

※借入金については、一時的なつなぎ資金としての借入が生じた場合等を想定

(1) 短期借入金について

① 短期借入金を借り入れる方法について

短期借入金を借り入れる場合、手形貸付、当座貸越等のような方法が利用できるのか記載してください。

② 適用金利について

法人が借入を行うとした場合の、本月1日現在での適用金利及び算定ルール(日本円TIBOR+〇%)を記載してください。

③ 借入審査に要する期間について

必要書類が提出されてからの一般的な借入審査期間を記載してください。

④ 借入審査に要する必要提出書類等について

借入審査に必要な書類として、添付書類も含め、全て記載してください。

⑤ 借入条件(保険等)について

法人が借入を行うとした場合に付されることとなる借入条件を記載してください。

⑥ 返済方法について

法人が借入金返済を行う場合にどのような返済方法があるかについて記載してください。

⑦ 繰上償還の可否について

返済方法を月末一括返済とした借入金について、期日までに全額或いは一部返済を行うことが可能かについて記載してください。

5. ファームバンキングについて

(1) システムの概要

① 必要となるハード・ソフトウェア等、動作環境等について

システムを利用するために用意しなければならないソフトウェアやハードウェア、通信回線等を記載してください。

- ② システムの導入・稼動に必要な期間等スケジュールについて
ハードウェアの設置やソフトウェアのセッティング等稼動までのスケジュールを記載してください。
- ③ 入出金照会、市町村民税納付等システムにより処理可能な事務について
貴機関のファームバンキングにより処理可能な業務を詳細に記載してください。
- ④ 一般振込や給与振込、収入金の受入等に係る事務処理の流れについて
貴機関内のみではなく、法人を含めた事務処理の全体の流れを記載してください。
- ⑤ ④の各処理に関して、法人が行う具体的な業務等の概要について
ファームバンキングで処理するために必要な法人の業務を具体的に記載してください。
- ⑥ データ送受信の利用時間等、システム使用上のルールについて
利用時間の設定等、システム使用上で各種制限をかけている場合はその内容を記載してください。
- ⑦ ハードウェアあるいはデータ伝送時におけるセキュリティ対策について
システム等に施しているデータ漏洩防止策、セキュリティ対策を記載してください。

(2) 費用が必要である場合の利用料等

(単位:円)

区 分	規定料金	提案料金
ソフト代金(導入経費を含む)		
契約料		
ランニングコスト(月額)		
その他の経費		

※金額は税込とし、「その他の経費」がある場合は、その内容を記載してください。

6. 貴機関の概要について

(1) 奈良県内における営業店舗及びATM・CD設置場所

- ① 店舗名称及び所在地を記載してください。
- ② ATM・CDの設置場所を記載してください。

(2) 指定金融機関等の実績

官公庁との指定金融機関の指定実績、又は地方独立行政法人の主要取引金融機関の指定実績について、官公庁・地方独立行政法人名及び指定期間を記載してください。

(3) 経営状況

連結及び単体、それぞれに係る自己資本比率を記載してください。
平成23年4月以降における監督官庁からの業務改善命令の有無及び業務改善命令を受けたことがある場合には、その内容を記載してください。
また、ディスクロージャー誌を添付してください。

(4) 取引窓口

法人の窓口となる支店名・住所・電話番号を記載してください。

奈良県立大学の概要

1. 組織等

奈良県立大学の概要

- 1) 名称 奈良県立大学
- 2) 所在地 奈良市船橋町10番
- 3) 教職員数 56名 (H26.5.1現在)
- 4) 学生数 654名 (H26.5.1現在)
- 5) 入学定員 地域創造学科 150人
- 6) 収容定員 地域創造学科 600人

2. 予算規模 (H26年度当初予算額)

(単位：千円)

大学事業収益	219,778
大学事業費用	667,153

なお、上記は法人化前の予算額であり、法人化後は業務の増加により増額が見込まれます。

3. 一般振込件数

- 平成25年度総振込件数実績 約2,130件
うち、3万円未満の振込件数 約1,446件
3万円以上の振込件数 約684件

なお、上記は法人化前の件数であり、法人化後は業務の変更により件数の増減が見込まれます。

4. 給与振込件数

- ※職員等と臨時職員とに分け、月2回の給与振込日を設定
対象職員数 (非常勤職員を含む、推定) 約110名

5. 電子計算システムとの連携

- ・現在開発中の財務会計システムを使用し、業者支払等用ファームバンキングデータを作成
- ・現在開発中の給与計算システムを使用し、給与振込用ファームバンキングデータを作成

6. 外国送金

- 平成25年度送金依頼実績 0件
※ただし、今後は海外の大学へ送金する可能性があります。

7. 授業料・入学料等の収納について

	現状	平成27年4月1日以降
授業料	納付書により年3回に分けて 収納	口座引落により年3回に分けて 収納 (口座引落できなかつた分につ いては納付書により収納)
入学料等	郵便為替により収納	納付書により収納
使用料等	納付書により収納	納付書により収納

8. その他

- ・ 窓口における現金収納業務等
あり (学校証明手数料1通につき500円を現金収納)
- ・ 現金集配金業務
現在実施なし
- ・ ATM設置
現在設置なし

公立大学法人奈良県立大学の
取引金融機関選定プロポーザルの事業者選定基準

項 目	内 容	配 点
1. 経済性		50点
振込手数料	一般振込手数料	5×2＝ 10点
	給与振込手数料	5×2＝ 10点
	国税・公共料金等の振込手数料 給与から保険料納付や会費天引き等法定外控除の振込手数料 財形貯蓄幹事業務取扱手数料 外国送金取扱手数料	5×1＝ 5点
収納に係る手数料	口座引落の取扱手数料	5×2＝ 10点
その他手数料	現金集配金業務	5×1＝ 5点
借入金	借入金適用金利、審査期間等	5×2＝ 10点
2. 利便性等		25点
ファームバンキング	ファームバンキングの機能	5×1＝ 5点
	ファームバンキング導入・運用の経費	5×1＝ 5点
県内店舗数等	県内営業所数、県内ATM・CD設置箇所数	5×1＝ 5点
指定金融機関等の実績	官公庁との指定金融機関の指定実績、又は地方独立行政法人の主要取引金融機関の指定実績	5×2＝ 10点
3. 経営状況		15点
経営安定性	自己資本比率	5×2＝ 10点
法令遵守	業務改善命令の有無	5点
4. その他		10点
その他	有用な提案がされている場合、その内容に応じて評価	5×2＝ 10点

○採点は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う(3の「法令遵守」を除く)。

優れている:5点、やや優れている:4点、普通:3点、やや劣っている:2点、劣っている:1点
○評価点数は100点満点とし、項目毎の採点と調整係数の積を合算してもとめるものとする。